

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

雲仙市のハザードマップによると、当会が立地する地域において、浸水は想定されていない。近隣には諫早湾干拓の調整池に注がれる一級河川の有明川、千鳥川があるが、平成11年3月の潮受堤防の完成によって災害の発生は軽減されている。

市内全域においては河川の外水氾濫(溢水、堤防の決壊による河川からの流入水による洪水氾濫)、内水氾濫(河川の水位が上昇し、市街地や農地等で河川の排水が困難になって生じる溢水)が想定され、最近では梅雨時、秋雨時の前線活動の活発化、線状降水帯等により、大雨又は局地的豪雨による災害、台風接近又は上陸による暴風雨災害、またこれら豪雨による中小河川、内水氾濫等の水害が発生する事例も多くなってきていることから、豪雨や暴風雨等への事前対策を備えておく必要がある。

(土砂災害:ハザードマップ)

雲仙市のハザードマップによると、当会が立地する地域・近隣において、土砂災害は想定されていない。市内全域においては、山間の一部、河川沿いの一部は、土石流、地すべり、急傾斜地等で土砂災害が生じる恐れがあるエリアがあり、第2次産業、第3次産業の一部が事業を営んでいる。

(地震:J-SHIS、ハザードマップ)

本市には島原湾から島原半島を経て橋湾にかけて分布する活断層群(雲仙断層群)があり、マグニチュード7.3程度以上の地震が発生する可能性があるとされている。直近では(1922(大正11).12.8)には千々石湾を震源とした地震が短時間で2回(マグニチュード6.9、6.5)発生し、島原半島南部(小浜町や北有馬町等)などに大きな被害(死者26名、負傷者39名、住家全壊195棟)があった。

J-SHISによると当会が立地する地域は、震度6弱以上の地震が今後30年間で17%以上の確率で発生するとされている。また、本市のハザードマップによると、地震発生時において当会が立地する地域は津波などによる浸水被害は想定されていないものの、5m未満の浸水が予想されている海岸沿いの一部エリアでは第2次産業、第3次産業の一部が事業を営んでいる。

(その他)

1991年の雲仙普賢岳噴火以後引き続き雲仙市の一部は警戒区域に入っているものの、本市雲仙温泉街は平成新山火口から2.5km以上離れていることもあり、噴火、降灰、火砕流、土石流、溶岩流、火山活動の活発化に伴う山地の崩壊などの影響は地形的に低いと考えられている。

(2) 商工業者の状況(令和2年4月1日現在)

- ・商工業者等数 1,754人
- ・小規模事業者数 1,552人

**【内訳】**

	業種	商工業者等数	小規模事業者数	備考
商工業者	製造業	152	123	市内に広く分散している
	小売業	423	371	市内に広く分散している
	飲食・宿泊	205	178	小浜町(小浜温泉・雲仙温泉)に多い
	卸売業	99	79	市内に広く分散している
	建設業	317	303	市内に広く分散している
	サービス	399	358	市内に広く分散している
	その他	159	140	市内に広く分散している

**(3)これまでの取組**

## 1)本市の取組

- ・雲仙市地域防災計画の策定(平成30年3月修正)
- ・雲仙市災害時支援計画(概要版)の策定(平成31年3月)
- ・雲仙市業務継続計画の策定(平成30年3月)
- ・雲仙市防災訓練の実施(令和元年10月27日(日) 瑞穂町「みずほすこやかランド」)
- ・災害時の応急生活物資の備蓄(令和2年4月1日現在)
  - アルファ化米11,146食(うち10,859食はアレルギー対応食)
  - 飲料水(550ml) 10,000本
  - 飲料水(2ℓ) 1,998本
  - 液体ミルク 288缶
  - 毛布 2,639枚
  - 簡易間仕切り プライベートルーム
  - 簡易トイレ 393個
  - 洋式便器用トイレ収納袋 67,085セット
  - 油吸着剤、エコカーペット、ランタン、LED作業灯、発電機等を9箇所(市役所本庁、各総合支所、小学校体育館、防災倉庫など)に分け備蓄

## 2)当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP認定に関する申請書作成支援
- ・リスクに備える共済制度の取り扱い及び周知
- ・長崎県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災リュック(ホイッスル・カッターナイフ等の最低限必要備品30点入)×1を備蓄
- ・保存食(飲料水・アルファ化米・ビスケット・クラッカー等)1人前×3日分を備蓄

**II 課題**

本会には危機管理マニュアルは整備されているものの、防災・減災に関する具体的な取組について実施ができていない。

雲仙市地域防災計画・第6節には、本会も防災関係機関として(1)被害調査及び対策の指導、(2)必要資機材、融資あっせんなどを担うこととなっているが、職員が被災した場合は発災直後の被害調査や状況確認が迅速・確実に対応できないことが想定される。

本会内で平時・緊急時に対応するノウハウをもった人員が十分におらず、更には保険・共済に対する助言を行える本会職員が不足している。

### Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・地区内小規模事業者に対し事業継続力強化計画の策定を支援し、発災時に策定した計画が活用できる体制を構築する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、雲仙市商工会、雲仙市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

#### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

##### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

##### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

雲仙市商工会、雲仙市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

###### < 1. 事前の対策 >

- ・「雲仙市地域防災計画」と本計画の整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
    - ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
    - ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
    - ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
    - ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
  - 2) 商工会自身の事業継続計画の作成
    - ・本会は、商工会事業継続計画に相当する危機管理マニュアルを作成している。
  - 3) 関係団体等との連携
    - ・特に無し
  - 4) フォローアップ
    - ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
    - ・本会と本市において必要に応じ連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。
  - 5) 当該計画に係る訓練の実施
    - ・「地域の災害リスク」を踏まえ、自然災害が発生したと仮定し、本市との連絡ルートの確認等を

行う(訓練は必要に応じて実施する)。

## <2. 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後24時間以内に職員の安否報告を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況)等を本会、本市で共有する。)

### 2) 応急対策の方針決定

- ・本会、本市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。  
(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

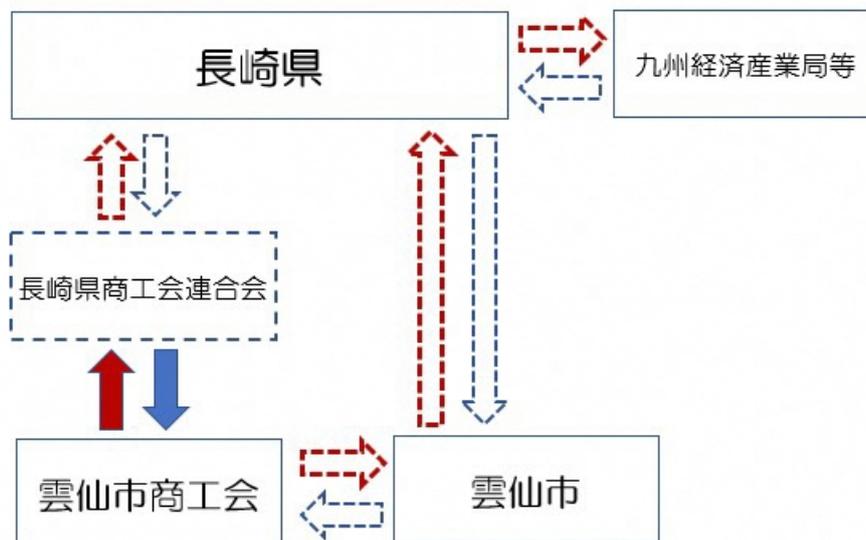
本計画により、本会と本市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～発災翌日	1日に2回連絡する
発災翌々日～1週間	1日に1回連絡する
1週間以降	1週に1回連絡する

※被害の規模によってはこの限りでない。

## <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、本市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決める。
- ・本会、本市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会と本市が共有した情報を、長崎県が指定する方法(「長崎県における中小企業関係被害状況報告について(通知)」令和元年8月28日付31産政第79号)にて、本市から長崎県へ報告する。
- ・本会と本市が共有した情報は、本会から長崎県商工会連合会へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、本市と相談する。(本会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

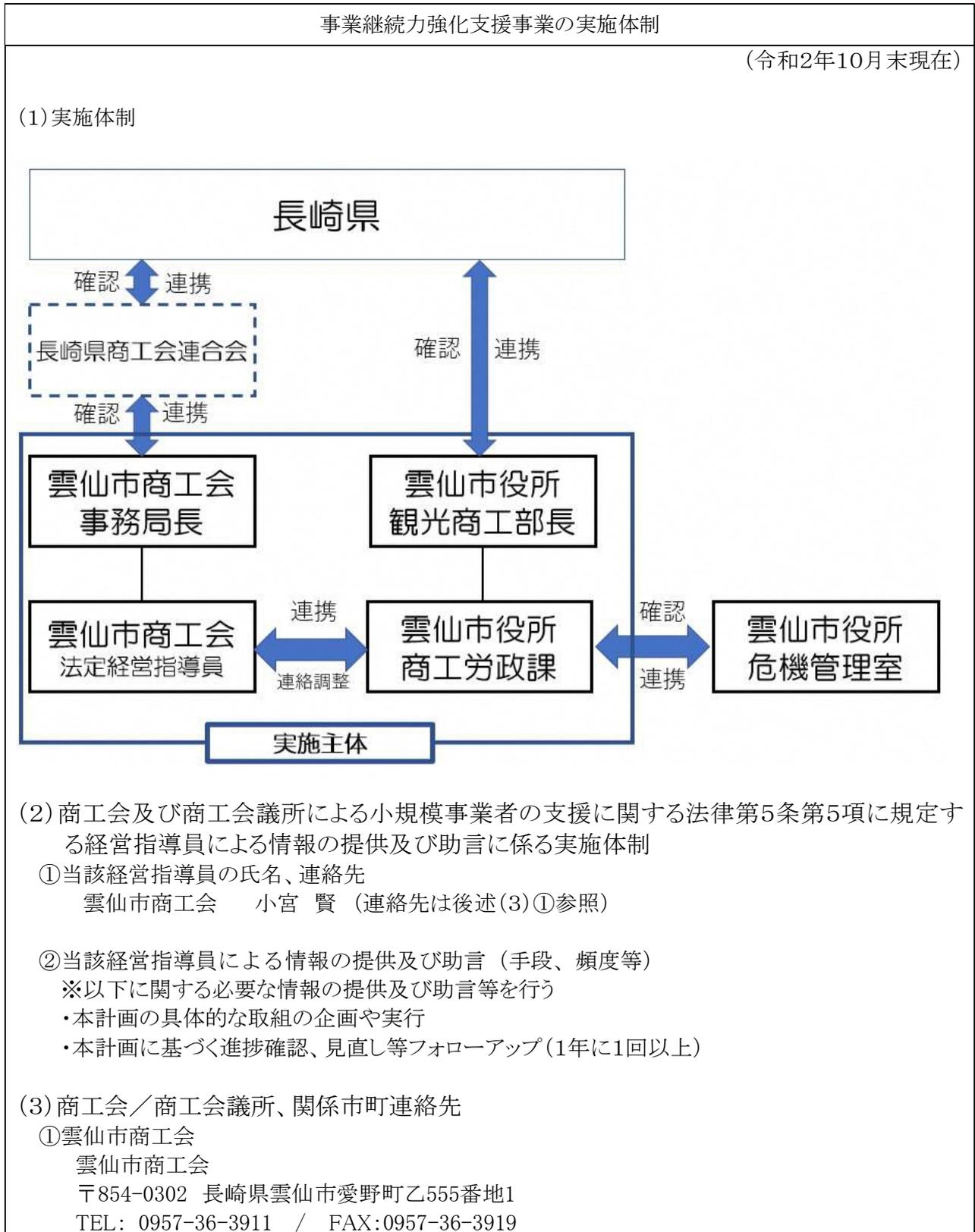
- ・長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を長崎県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



E-mail: unzen@shokokai-nagasaki.or.jp

②雲仙市

雲仙市役所 観光商工部 商工労政課

〒859-1107 長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地

TEL: 0957-38-3111 / FAX: 0957-38-3205

E-mail: shokorosei@city.unzen.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・広報費	100	100	100	100	100

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、長崎県補助金 雲仙市補助金等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
「該当なし」
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等